

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	福祉人材センター事業	福祉職場への就業促進を図るため福祉人材の無料職業紹介や、福祉の仕事就職面接・相談会等のほか、職場体験学習や広報啓発を実施する福祉人材センターの運営事業の委託	35,478,000	第167条の2第1項第2号	社会福祉法第93条により県は「福祉人材センター」を一個に限り指定することができる。社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は平成5年宮崎県告示第475号にて指定された唯一の団体であり、当法人以外に受託できる団体がないため。	福祉保健部 福祉保健課
2	社会福祉研修センター運営事業	専門性を備えた質の高い人材の養育・確保を図るため、社会福祉事業に従事している職員等を対象に社会福祉研修を実施する事業の委託	38,036,500	第167条の2第1項第2号	社会福祉法第93条により県は「福祉人材センター」を一個に限り指定することができる。社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は平成5年宮崎県告示第475号にて指定された唯一の団体であり、当法人以外に受託できる団体がないため。	福祉保健部 福祉保健課
3	福祉で働こう！ひなたの人材確保推進事業（福祉の仕事キャリア教育連携事業）	福祉・介護人材確保を目的とし、出前講座や職場見学会、進路指導教職員向け研修等を委託	6,445,000	第167条の2第1項第2号	本事業は、学生向けの出前講座や進路指導教職員向けの研修、学生や保護者を対象とした「福祉の職場見学会」、介護施設・事業所の経営者、管理者等を対象とした「職場定着推進フォーラム」や「離職防止環境整備セミナー」の開催を委託するものであり、それらの実施にあたっては、福祉・介護人材の確保に関する専門的な知識・ノウハウに加え、福祉施設や関係機関とのネットワークが必要とされる。 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は、社会福祉法第93条により県が指定する唯一の「福祉人材センター」を運営しており、本事業の実施に必要な福祉人材に関する専門的な知識、実績を有する県内唯一の団体であり、当法人以外に受託できる団体がないため。	福祉保健部 福祉保健課
4	高齢者権利擁護支援センター運営業務	「地域包括ケアシステム」の構築を推進していくため、高齢者権利擁護支援センターを設置し、市町村や地域包括支援センター等における権利擁護に関する業務の支援を行う。	23,602,000	第167条の2第1項第2号	・県社協は、判断能力が十分でない認知症高齢者等のための「あんしんサポートセンター」において日常生活自立支援事業を実施するとともに、高齢者虐待対応の相談対応等、市町村や地域包括支援センターと連携して事業を実施しており、効果的に事業の執行が行える。 ・県社協は、県内全域の地域福祉の充実をめざして様々な活動を実施しており、高齢者のほか、知的障害、精神障害等に対しても多様な福祉サービスの利用援助を行うほか、福祉サービス向上のための高いノウハウも独自に蓄積している。 ・県社協は、市町村、市町村社協や地域包括支援センター等の施策・サービスなどの情報を共有、提供する機能を有するなど、関係機関の相互間のネットワーク化を全県域規模で推進可能な唯一の団体である。 以上のことから、この契約の目的を果たすことができる者は県社協以外にないことから、当法人と随意契約を締結した。	福祉保健部 長寿介護課

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
5	成年後見制度利用促進 事業	認知高齢者等の権利 擁護のため、県内の 市町村社会福祉協議 会等による「法人後 見」受任体制の構築 を支援し、市民後見 人(法人後見支援 員)や法人後見専門 員の育成、成年後見 制度利用促進基本計 画に基づく広域的な 法人後見受任体制整 備を図る市町村によ る連携検討会の開 催、地域住民への成 年後見制度への普 及・啓発活動等に対 する支援を行う。	7,395,000	第167条の2 第1項第2号	<p>・県社協は、県内全域の地域福祉の充実をめざして様々な活動を実施しており、平成27年4月には、「権利擁護支援センター」を立ち上げ、高齢者や障害者の権利擁護の強化の取組を推進しているところである。これまで、成年後見制度の市町村長申立等の研修やマニュアル作成などの実績を有するほか、昨年度も市民後見人養成研修の実績を有しており、市町村や市町村社協と連携して事業を実施しており、効果的に事業の執行が行える。</p> <p>・県社協は、市町村、市町村社協や地域包括支援センター等の施策・サービスなどの情報を共有、提供する機能を有するほか、多様な福祉サービスの利用援助、福祉サービス向上のための高いノウハウも独自に蓄積して、全県規模で推進可能な唯一の団体である。</p> <p>以上のようなことから、この契約の目的を果たすことができる者は、県社協以外にないことから、随意契約を締結した。</p>	福祉保健部 長寿介護課
6	介護ロボット体験・普 及促進事業	介護ロボット展示・ 体験コーナーの運営 業務の委託	3,520,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本業務は、介護ロボットの普及促進を目的として、県福祉総合センターにおいて介護ロボット展示・体験コーナーの運営を行う業務である。</p> <p>社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は、これまで高齢者総合支援センター業務として福祉用具の展示等を行うなど、本業務に関するノウハウと経験があり、社会福祉法人や市町村社協、高齢者施設等とのネットワークを全県規模で有する唯一の団体であるため、当法人と随意契約を締結することとしたものである。</p>	福祉保健部 長寿介護課
7	新型コロナウイルス感 染症発生時の応援職員 派遣等に係るコーデ ィネート業務	感染発生施設等への 応援職員派遣調整及 び代替サービス提供 事業者のあっせん・ 調整に係る業務の委 託	0	第167条の2第1項 第2号	<p>本業務は、高齢者施設等における感染発生時に介護サービスを継続して提供するため、発生施設に対する応援職員派遣の調整等を行う業務であり、発生施設や派遣元との連絡調整を確実かつ速やかに行うことが求められる。</p> <p>社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は、特別養護老人ホーム等が会員となっている団体(宮崎県老人福祉サービス協議会)の事務局であり、連絡調整の対象となる施設の運営状況を熟知し、応援職員派遣の調整等を行うことができる唯一の団体であるため、当法人と随意契約を締結することとしたものである。</p>	福祉保健部 長寿介護課

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
8	障害者権利擁護センター運営事業	<p>障害者権利擁護センターの運営に係る委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待に係る相談対応 ・障がい者虐待防止に係る広報・啓発活動 ・障がい者虐待防止に係る研修 <p>等</p>	6,674,000	第167条の2第1項第2号	<p>障害者権利擁護センターの運営に当たっては、同センターの機能を果たすための十分な知識、技能、体制等を有することに加え、次の要件を満たす者である必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①虐待に関する十分な支援実績を有する者である必要があること ②実効的な研修を実施するために、障がいの特性や障がい者を取り巻く現状等について十分な理解を有する者でなければならないこと ③障害福祉サービスに係る現状と課題等に知悉した者であること ④成年後見人制度など公的支援制度について、十分な理解と実務的なノウハウを有する者であること ⑤市町村及び関係機関等と適切に連携できるネットワークを有すること <p>これらの要件を満たす者は、障がい福祉や高齢者福祉の多様な福祉サービス等の支援を行い、関係機関等の相互間のネットワークを全県域規模で構築している社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会以外に目的を果たすことができる者がいないため、当法人と随意契約を締結することとしたものである。</p>	福祉保健部 障がい福祉課
9	新型コロナウイルス感染症発生時の応援職員派遣等に係るコーディネート業務委託(障がい福祉課所管)	<p>障がい(児)者入所施設で感染者が発生した場合に、県内の施設間で応援職員派遣の調整等を行う業務委託</p>	1,222,065	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、障がい(児)者の入所施設で感染者が発生したとしても、その機能を維持するため、県内全域を対象として、応援職員派遣の調整等を行う業務である。</p> <p>宮崎県社会福祉協議会は、調整対象である入所施設が会員となっている団体の事務局として日頃より連絡調整を行っており、感染者発生時の時間的余裕がない中で、施設間の円滑な派遣調整等を行うことができる県内唯一の団体であることから、同協議会と随意契約(契約額6,000,000円、確定額1,222,065円)を締結することとしたものである。</p>	福祉保健部 障がい福祉課